

資格喪失者（元組合員・元被扶養者）の 「医療費のお知らせ」の交付について

当組合の「医療費のお知らせ」については、平成31年1月10日（データ抽出予定日）現在で組合員及び被扶養者である方に対して交付しておりますが、平成31年1月10日より前に資格を喪失した方（元組合員及び元被扶養者）につきましても、次に該当する場合は、「医療費のお知らせ」を交付することができます。

- 平成29年11月から平成30年10月までの間で1日でも資格を有していた元組合員
- 平成29年11月から平成30年10月までの間で1日でも資格を有していた元被扶養者

上記に該当する方で、「医療費のお知らせ」の発行を希望される方については、当支部にご連絡ください。